

空き家に関する情報提供のお願いについて

ケアマネジャーの皆様へ

令和7年3月17日

米沢市建設部建築住宅課長

空き家に関する情報提供のお願いについて

近年、一人暮らしの方が福祉施設に入居し、その方がお住まいになっていた住宅が空き家となり、近隣に迷惑をかけてしまうケースが多く見受けられます。

空き家は個人資産であるため、所有者や管理者が適正に管理しなければなりません。しかしながら、空き家の管理が不十分なため、近隣の方々から苦情や相談が市に寄せられており、その件数が近年増加の一途を辿っています。

通報の事例として草木の繁茂による隣家や通路へのはみ出しやスズメバチ営巣、冬季間であれば積雪による建物の倒壊や隣家・通路へ落雪などがあります。

万一、空き家が原因で隣家や他者に被害を及ぼしますと、所有者や管理者が管理責任を問われ、損害賠償請求をされる等の可能性があります。

また、施設入居者の所有する空き家の管理については、身元引受人の方やご親戚の方々のご協力が必要になると思われますが、市でその情報を把握することは困難なため、管理者への指導が遅れてしまうことがあります。

このようなことから、ケアマネジャーの皆様には、ご担当されている方が福祉施設等に入所される際に、「空き家の維持管理方法」や「所有者または管理者の連絡先の確認」についてお伺いしたいことから建築住宅課空き家対策担当までご連絡いただきたく、ご協力をお願いする次第です。

また、ご担当されている方が所有する空き家について、近隣の方々から苦情や相談が寄せられた場合には、ケアマネジャーの皆様にご相談させていただくこともあると思いますが、その際は協力をお願いいたします。

お忙しい中大変恐縮ではありますが、何卒ご協力の程、よろしくお願い致します。

【協力をお願いしたい事項】

- ①入所することにより住宅が空き家になる場合に、情報提供をいただきたい。
- ②所有する空き家に関して通報等があった場合は、相談させていただきたい。

【情報提供連絡先】

建設部建築住宅課 空き家対策担当

電話 0238-22-5111 内線 4855～4857